

請 願 文 書 表

平成31年3月定例会

平成31年分請願第2号

総務文教委員会

受理年月日	平成31年3月1日		
件名	政務活動費の完全後払いを求める請願		
請 願 人	紹 介 議 員		
富山市下番345番地 中川 岳志	木 下 章 広 小 西 直 樹 赤 星 ゆかり		
請 願 要 旨			
1 趣旨			
政務活動費の支出を完全後払い制にしていきたい。			
2 理由			
<p>まずは私一市民から見た政務活動費使用の理想的な姿を、いま一度述べたいと思います。議員活動として何か対応するのに資金の必要性が生じた場合、政務活動費として使えるかどうかに関係なく、手元金で機敏な対応を行います。そして事後に、ここで使用した代金の領収書から、政務活動費として計上できるものを自ら精査したうえで請求し、その分を政務活動費として後から受け取るというものです。</p> <p>この中においては、架空請求のような不正はもちろんのこと、事前審査も入る余地がないはずで、それはこうした議員活動においては、政務活動費を使う前の段階では、議員自らが政務活動費として使えるかどうかさえ、気にすることがないからです。ましてや第三者にその判断を委ねるなど、機敏な議員活動においては、妨げになる要素としか捉えられませんでした。</p> <p>そのような意味からも、事前審査に重きを置いた第三者機関の休止に至ったことは、大いに評価するところではあります。</p> <p>一方でその決定に対しては、マスコミや市民から「後退だ」という受け止めもあったのは事実です。さらには後に新たな政務活動費の不正受給が発覚するなど、政務活動費に対する不信感が増してきております。</p> <p>平成29年3月に制定された現在の運用指針は、議論に多大な時間を要したとは言え、完全版という認識には程遠く、4月の改選後により良いものを求めて、活発に議論することを前提の合意だったはずで、それが改選後大きな改正議論もなく2年間運用された中で、唯一とも言える大きな改定が「第三者機関の休止」では、</p>			

(裏面へ)

とても市民が納得できるはずがありません。

そこで完全後払い制を導入してこそ、「日本一厳しい運用指針」と胸を張って、全国的に認められるものになるのではないのでしょうか。それが最初に示した市民から見た理想的な議員活動にも当てはまります。まず完全後払いから考えてそれを原則とし、後払いで対応できないものについては、仮払い等の個別対応の規定を設ければ良いのではないのでしょうか。

以上、政務活動費の完全後払いについてお願いいたします。